

2020年3月27日

教職員各位

(本学への訪問学者を含む)

塾監局人事部

《情報更新》教職員の海外渡航等について (2020/3/27版)

=====

3月28日午前0時以降、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国、バーレーンからの帰国・入国に際して、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機が要請されます。

=====

新型コロナウイルス感染症の世界的流行状況をふまえ、教職員の海外渡航等について以下のとおりお願いします。なお、信濃町地区の教職員については、別途の指示に従ってください。

1. 渡航禁止

外務省の感染症危険レベルで、レベル3（渡航は止めてください）ならびにレベル2（不要不急の渡航は止めて下さい）になっている国・地域への教職員の渡航は原則禁止とします（公私問わず）。

渡航を予定せざるを得ない場合には、事前に所属長を通じて、人事部（人事企画担当）に必ずご相談ください。

また、上記以外の国・地域への渡航も、滞在中に現地での情勢が悪化したり、帰国に際して防疫措置により自宅待機が検疫所長から要請される場合があります。事前に以下の各サイト等を参照し十分な情報収集を行い、適切な判断をお願いします。

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限（外務省）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

2. 帰国／入国

帰国／入国した日から、14日間は毎日2回の検温を主とする健康観察を続けてください（すべての国・地域からの帰国／入国が対象）。

- ① 37.5℃以上の発熱を伴う風邪の症状がある場合は、自宅待機としてください。自宅待機にあたっては、必ず所定の手続き（*参照）をお願いします。
- ② さらにこの症状が4日以上続く場合（高齢者や基礎疾患等のある者は2日程度）あるいは強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、電話で、最寄りの保健所や電話相談窓口にご相談し、その指示に必ず従ってください。
- ③ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、就業禁止となります。感染あるいはその疑いと診断された場合はただちに慶應義塾大学保健管理センター（TEL：045-566-1055）にお知らせください。

*感染症に罹患した時の届出（保健管理センター）

<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/report.html>

なお、指定された国・地域からの帰国／入国については、検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機が要請されています。

この措置に該当し待機に入った教職員は、所属長を通じて、人事部（人事企画担当）に必ずご連絡ください。

指定された国・地域について、別紙として添付します。

*所定の手続き

【職員】

・所属長に報告する。

*所属長は、すみやかに人事部（人事企画担当）ならびに所属キャンパス保健管理センターに報告する。

・毎日検温、症状を観察。症状が消失したら所属長ならびに保健管理センターに電話で事前連絡したうえで、保健管理センターを受診し、書面による許可を得てから就業する。

【教員】

・所属長に報告すると同時に所属キャンパス保健管理センターに報告する。

・毎日検温、症状を観察。症状が消失したら所属長ならびに保健管理センターに電話で事前連絡したうえで、保健管理センターを受診し、書面による許可を得てから就業する。

(以 上)

【別紙あり】

検疫所長が指定する場所（自宅等）において14日間の待機が要請される国・地域

1. 3月9日午前0時以降

中華人民共和国又は大韓民国

2. 3月21日午前0時以降（1に追加）

シェンゲン協定加盟国（注）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域。

（注）アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

3. 3月26日午前0時以降（1に追加）

米国全域

4. 3月28日午前0時以降（1に追加）

インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国、バーレーン

【今後追加される国・地域の確認を含めて、詳細は以下サイトを参照】

水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html